

札幌市告示第 2034 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）の規定に基づいて告示する。

令和 8 年 5 月 20 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-0051

札幌市中央区南 1 条東 1 丁目 5 番大通バスセンタービル 1 号館 3 階

札幌市子ども未来局子育て支援母子保健担当課 電話 011-211-2785

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

母子保健情報システム入力データ作成業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

ア 妊婦一般健康診査受診票、新生児聴覚検査受診票

子ども未来局子育て支援部子育て支援課

(札幌市中央区南 1 条東 1 丁目 5 番大通バスセンタービル 1 号館 3 階)

イ 予防接種予診票

保健福祉局保健所感染症総合対策課

(札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3 階)

(5) 入札方法

総価で行う。入札金額は、仕様書に示した予定数量に区分ごとの 1 件あたりの単価（以下「単価」という。）を乗じて得た金額を記載することとする。

また、入札書提出の際には、別紙「単価内訳書」を添付し、単価については銭の単位（1 円未満 2 桁）まで記載してよいこととする。

なお、落札決定に当たっては、単価内訳書に記載された区分ごとの単価に 10% に相当する額を加算した額をもって契約単価とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 事業所（本店・支店等）が札幌市内にあること。

(3) 令和 8～11 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類の「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」、「小分類：情報処理サービス業」に登録されている者であること。

(4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、

構成員単独での入札参加を希望していないこと。

- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 過去 5 年間に、行政機関を相手方としたデータ入力業務の履行実績を有するものであって、契約解除等の中途解約がなく、全て誠実に履行しており、当該委託業務の提供が十分に可能な者であること。

4 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所
上記 1 に同じ
- (2) 入札説明書の交付方法
上記 1 の場所にて交付するほか、札幌市公式ホームページから入手が可能である。
<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/jigyosha/nyusatu.html>
- (3) 開札の日時及び場所
令和 8 年 6 月 1 日（月）16 時 00 分
札幌市中央区南 1 条東 1 丁目 5 番大通バスセンタービル 1 号館 3 階 事務室内
- (4) 入札書の提出方法
入札書は、郵送又は持参により提出すること。
- (5) 入札書の提出期限
令和 8 年 6 月 1 日（月）11 時 00 分（送付の場合は必着のこと）

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。
なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。
- (3) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 最低制限価格の設定 無
- (6) 落札者の決定方法
ア 落札者の決定
札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者として、落札を保留のうえ、下記イの審査を行い、その結果入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。
イ 入札参加資格の審査
落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有するものである

かを審査（事後審査方式）する。落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

ウ 入札参加資格を有しなかったものの取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格を持って入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。